様式1

脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の 業務起因性の判断のための調査復命書(医療福祉サンプル)

												整理	理番号			
		局		署			_									
署		次		課		給調		係			系		復命年	月日		
長		長		長		調官		長		17	*		平成3	年7	月10日	∃
		署長	:判決・扌	旨示事	項				調査官			享生労	動事務	官		
•			しのとおり より再訳					調金期間			自平成30年 6月10日 至平成 30年 7 月 5日			31-2		
									受付年月日		3 平	平成30年 4月10日				
								請求種	別		□療 養□ ^{休業} □遺族 □葬祭 □障害 その他()					
	名称								代表者	名						
事																
場																
	業種医療業						労信	働者数名								
被"	ふり7 氏	^{がな} (男・女) 名					生生	年月日	昭	和 4	成		月 麦)	日		
災労	住	所	所													
働者	職	種	常用	日雇	[]			職名医師								
Į	雇入年	月日	昭和・3	平成	年 月	日										
7000	^{がな} 求人		(続柄		本人))										
病	請求時患名	の疾		â	急性下側	壁心	、筋梗塞、	蘇生	に成功し	た	心停」	上、後	腹膜血	重		
状	発症時	期	平成 :	年 月	□ €	F前] 午後		時:	分	(頃)	(発症	定時年虧	ì	歳)	
	現在の	状況	生存・	花亡 (死亡年	月日	平成	年	月		日死	亡時	年齢	歳)		
1							間が長く 労働者意			- 67				団で、	心筋梗	塞を
被災者は、A病院において、整形外科部長として勤務していた者である。 平成29年10月17日、午後7時10分頃手術を終え、手術室で椅子に座りる。 ろ、午後7時20分頃声掛けをしても反応がなく、意識消失、心肺停止 の場で処置を開始。「急性下側壁心筋梗塞、蘇生に成功した心停止 受け、平成29年10月19日、BB病院に転院し療養を行うも平成29年11						座りん 停止な 停止、	木んでい 大態とな 後腹膜	つた	ため、 の診							

1 総合判断

総合判断 [調査官の意見] 本件は、業務上と考える。

(理由)

1) 主治医であるA病院q医師(以下、「q医師」)及びB病院w医師から徴した医証より、疾患名及び発症時期については、

被災労働者に発症した疾病: 急性心筋梗塞

発症日: 平成29年10月17日

と判断するのが妥当と思料する。

- 2) 過重負荷について、下記2の(1)及び(2)に記載のとおり、「異常な出来事」 及び「短期間の過重業務」は認められないが、「長期間の過重業務」については、 下記2の(3)に記載したとおり、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労 したと認められる。
- 3) 被災労働者は、平成26年4月実施の健康診断において、尿糖、血糖、中性脂肪等についての異常を指摘されており、診療録を確認するに少なくとも平成26年4月には糖尿病の治療を開始しており、既往歴が認められる。この点、q医師は「基礎疾患もさることながら平成29年7月頃より同僚医師が病気療養中と重なり、仕事量が増加したことは確実であり、このストレス(精神的・肉体的)も今回の疾病発生の誘因になった可能性は高いと考える。」との意見を述べている。
- 4) 以上より、本件については「発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したもの」と認められ、明らかに業務以外の原因により発症したものとは認められないことから、業務起因性が認められるものであり、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する疾病として取り扱うことが妥当である。

2 過重負荷に関する事項及び過重性の評価

(1) 異常な出来事

		資料 No.	頁
異常な出来事 に遭遇した日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分(頃)		
発生場 所			
異の お客 本書 を害怖程の 本 来、 を 実 の の ・ 加 恐の感度 東 業 環 業 程 乗 作 の 歌 を と と と と と と と と と と と と と か か か か も か も	異常な出来事は認められない。		
現認者氏名	(職名:		
過重性の評価	異常な出来事が認められず、過重性は認められない。		

(2) 短期間の過重業務(発症前おおむね1週間)

								資料 No.	頁
			拘束時間	引	時間外労働	時間数	休日等		
労	発 症 日	1	時間	分	時間	分			
働	発症日の前日	/	時間	分	時間	分			
時	発症日の2日前	i /	時間	分	時間	分			
	発症日の3日前	j /	時間	分	時間	分			
間	発症日の4日前	j /	時間	分	時間	分			
	発症日の5日前	i /	時間	分	時間	分			
	発症日の6日前	j /	時間	分	時間	分			
	発症日の7日前	j /	時間	分	時間	分			
	(発症日の8日前	i) /	時間	分	時間	分		7	
	(発症日の9日前) /	時間	分	時間	分			
	(発症日の10日前	ī) /	時間	分	時間	分			
労働時間以外の負荷要因	□ 不規則な勤務・注 □ 交代勤務・注 □ 精神的緊張 負荷要因の 状況								
過重性の評価	労働時間 労働時間以 外の負荷要 因								
	総合評価 発症前10日間に当直を3回行っているため日々の拘束時間が長くなっているが、当直の日を除くと時間外労働時間は1日あたり1時間から2時間程度である。発症日の5日前は休日を取得しており継続した長時間労働があったものとは特に認められない。また、精神的緊張を伴う業務であったとは認められるものの、労働時間の状況等を含め総合的に判断すると、発症に近接した時期において特に過重な業務に就労したものとは認められない。								

(発症前1週間より前の業務を含めて評価する場合)

				(1)) = [1]					資料 No.	頁
発	w			拘束時間	 ■	時間外労	働	休日等		
莊 日	労	8日前	/	時間	分	時間	分	'		
9 8	働	9日前	/	時間	分	時間	分			
ш	時	10 日前	/	時間	分	時間	分			
以前 (17	11 日前	/	時間	分	時間	分			
前の状況	間	12 日前	/	時間	分	時間	分			
況		13 日前	/	時間	分	時間	分			
		14 日前	/	時間	分	時間	分			
		労働時間以外の負荷要因をすべてチェックすること。) 外の負荷要因 一次代勤務・深夜勤務								
発症前1週間よ 重性の評価		働時 間								
り前の業務を含めた過	労外因	働時間以 の負荷要								
めた過	総	合評価								

(3) 長期間の過重業務 (発症前おおむね6か月)

						資料 No.	頁
		拘束時間	時間外労働時間数	発症前2かり	月ないし6か月にお 当たりの平均時間外		
労	発症前1か月	時間 分	時間分	労働時間((1)		
働	発症前2か月	時間 分	時間分	2か月平均	時間分		
時	発症前3か月	時間 分	時間分	3か月平均	時間 分		
間	発症前4か月	時間 分	時間分	4か月平均	時間分		
	発症前5か月	時間 分	時間 分	5か月平均	時間分		
	発症前6か月	時間 分	時間分	6か月平均	時間分		
	総合評価の 期間		は発症前17	か月において月10 平均月80時間を	が最大となる期間又 20時間か、2か月な 超える最小期間を記		
	合評価期間に	で労働時間以外の負荷	荷要因をすべてチェッ	/クすること)			
	ナる労働時間 トの負荷要因	不規則な勤務	拘束時間の長数		出張の多い業務		
		交代勤務・深夜勤 精神的緊張を伴う		度、騒音、時	左)		
	負荷要因の				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	状況						
	定前6か月よ 以前						
りて精めに含	室前、申ら 3、、 前かる的 労負で 6ら身負れ働荷記 月続的が場間因す よし、認合をにる よし、認合をにる						
過重	労働時間						
性の評価	労働時間 以外の負荷 要因						
Щ	総合評価						

3 就業条件等一般的事項

				資料 No.	頁		
職歴	事業場名	期間	職種				
主要なもの		年 月~ 年 月		_			
を記載すること。		年 月~ 年 月					
		年 月~ 年 月					
		年 月~ 年 月					
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 被災労働者 になっこと。	所定労働時間 (1) 所定始業時刻: 定休憩時刻: (休憩時間:	時 分、所定終業時刻: 時 分~ 時 分					
w 9 5 2 8 8 9	所定休日 〔週休 (その他)						
	労働時間制度〔1か) フレックスタイム制 (その他)						
	勤務形態 [日勤勤務 (その他)						
	出退勤の管理状況 〔 タイムカード (その他)						
	就業規則の有無〔有	「・無〕					
	賃金規程の有無〔有	ず・無〕					
	その他特記事項						

被災労働者の 日常業 務		
具体制と		
事業場(所属おけるの位) という はいました はいました はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい		

4 出現した症状に関する事項

		資料 No.	頁					
疾患名	英 患 名 脳内出血 (脳出血)・くも膜下出血・脳梗塞・高血圧性脳症・心筋梗塞・ 狭心症・心停止 (心臓性突然死を含む。)・解離性大動脈瘤							
	その他 ()							
症状の出現日	平成 年 月 日午前・午後 時 分(頃)							
症状の出現時 の状況								
前駆症状	有〔頭痛・胸部痛・その他() 〕・無 出現日:平成 年 月 日 午前・午後 時 分(頃)							

5 被災労働者の身体の状況等に関する事項

								資料 No.	頁
健康診断	定期健康認	》断等	の実施	〔有	•無〕				
結果	実施時期	昪	常所見		内	容			
	年 月	3	有・無						
	年月	7	有・無						
	年 月	3	有・無						
	身長:	cm	体重:		kg				
労働安全 衛生法第									
66条の8	実施時期	_			内 容				
の面接指 導の実施	年月								
状況	年 月	1							
既往歴	既往歴〔フ	有・無	∰]						
脳・心臓疾 患と関連の	疾患名		疾患名 発症時期 治療期間 医療機関名						
深い疾患名につい			年 丿	1	年月~年月				
て記載する こと。			年	1	年月~年月				
			年	1	年月~年月				
			年	1	年月~年月				
家族の脳・	氏	名	続柄	ĵ	疾患名		発症時年齢		
心臓疾患の 既往歴									
9 4									
嗜好等	喫煙〔有	無〕	1 日当た	こりの)本数(本)	喫煙歴(年)		
	特記事項	()		
	飲酒〔有	•無〕							
	1回当たりの飲酒量() 程度(毎日・週 回)								
	特記事項()								
	食事の好み	等				_			
	()		

6 主治医・産業医・専門医の意見

		資料 No.	頁
主治医の意見書	(概要)		
〔有・無〕			
	診療記録等の収集〔有・無〕		
産業医の意見書	(概要)		
〔有・無〕			
請求人が提出し	(概要)		
た医師の意見書			
〔有・無〕			
<u> </u>	(lore		
専門医 (局医等) の意見書	(概要)		
〔有・無〕			

労働時間を認定した根拠

	資料 No.	頁
(労働時間の把握方法)		
□タイムカード 出動簿・業務日報等 施錠記録・警備記録等本人の申		
□告 管理者による確認 上司・同僚からの聴取その他 ()		
(労働時間の推計方法)		

労働時間集計表(月 日~ 月 日) (発症前()か月目)

	労 働 時 間 (始 業 ~ 終 業)	1 日 の拘 東時間数	1 日 の労 働時間数	総労働時間数	時間 外労働時間数
/ ()				1	6=1-40
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()				2	7=2-40
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()				3	8=3-40
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()				4	9=4-40
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()					
/ ()				(5)	10=(5)-X
/ ()					
合	計			①~⑤	6 ∼ 10